

第4回評価委員会（10月28日）において頂戴したご意見

中期計画に関して頂戴したご意見

○ 「第2-1-(2)-② 質の高い看護の提供」の、勤務環境に関する記述に、「ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）」を取り入れてはどうか。	P. 5
○ 「第2-3-(1)-④ 認定看護師等の資格取得の促進」に関する記述に、「特定行為研修」を取り入れてはどうか。	P. 7
○ 「第2-4-(3)-④ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ」に関する記述に、「医師」を追加してはどうか。	P. 9
○ 「第2-5-(1) 医療救護活動の拠点機能」に関する記述に、医師会のJMA Tへの指導・協力、また、看護協会の災害支援ナースとの連携について、取り入れてはどうか。	P. 9

第3期中期目標	第2期中期計画	第3期中期計画(案)	備考
<p>前文 地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきており、また、収支の改善及び経営基盤の強化が進められてきたところである。</p> <p>県立中央病院は、本県の急性期医療の基幹病院として、高度救命救急センターの運用及び精神・身体合併症病床の設置をはじめ、救命救急医療の機能を強化している。</p> <p>また、ゲノム診療に係る体制の整備及び熊本地震の被災地に速やかに災害医療チーム(DMAT)を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供している。</p> <p>さらに、地域医療支援病院として、地域の医療機関と連携し適切な医療を提供できる体制の構築を図っている。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急医療体制の24時間化対応及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣のほか、増加する児童・思春期精神科患者への医療を充実させるための機能を強化している。</p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、訪問看護ステーションの開設など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、地域移行、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、医療の質の向上と経営基盤の安定化に努め、本県の政策として行うべき医療(以下「政策医療」という。)を確実に提供することが求められる。また、政策医療等の着実な実施に資するよう、可能な限りそれぞれの項目について客観的で定量的な指標を自主的に設定し、業務運営の不断の改善を進める必要がある。</p> <p>この中期目標は、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まり、ICT(情報通信技術)の急速な進展など医療環境が大きく変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与していくことを強く求めるものである。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、第1期中期計画(平成22年4月1日から平成27年3月31日まで)において、山梨県の基幹病院としての使命を十分に認識し、中期目標に定められた政策医療の確実な実施、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化に取り組み、一定の成果を得たところである。</p> <p>平成27年4月1日から始まる第2期中期計画においても、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、職員一丸となって、その実現に向け全力で取り組んでいく。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構(以下「県立病院機構」という。)は、山梨県が定めた中期目標において本県の基幹病院を運営する役割を担うとともに、本県の政策として行うべき医療(以下「政策医療」という。)を的確に提供し、県内における医療水準の向上と経営基盤の安定化を図り、もって県民の健康の保持及び増進に寄与していくことが求められている。</p> <p>令和2年4月1日から始まる第3期中期計画期間においては、できるだけ分かりやすい定量的な指標を用いて業務運営の改善に取り組むとともに、医療環境の変化に対応しながら、山梨県が策定した中期目標を達成し、県立病院機構としての使命を果たしていくものとする。</p> <p>第1 中期計画の期間 P</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 P</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 P</p> <p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 P</p> <p>第5 短期借入金の限度額 P</p> <p>第5-2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 P</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 P</p> <p>第7 剰余金の使途 P</p> <p>第8 料金に関する事項 P</p> <p>第9 その他業務運営に関する重要事項 P</p>	<p>指標は業務運営の改善に用いるとする。</p> <p>分かりやすい=病院内で広く共有され、ひとり一人が取り組みやすい</p> <p>県行政経営管理課法制・訟務担当に確認し、用例を整理</p> <p>名詞：取組 動詞：取り組み、取り組む</p>

<p>第1 中期目標の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。</p>	
<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める目的(※)を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1 医療の提供 政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p>	<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p>	<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として県民の健康の保持及び増進に寄与するため、<u>政策医療を的確に提供するとともに、高度・専門・先進的で、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</u></p>	<p>特殊医療という文言を修正 健康寿命という考え方を取り入れるため、「県民の健康の保持及び増進」に修正→法令の用例も「健康の保持増進」が一般的のため。</p>
<p>(1)政策医療の提供 救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。 また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。特にがん医療については、ゲノム医療を推進することとし、国の取組を踏まえつつ、適切な医療提供体制を整備すること。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者、依存症患者の社会復帰を目指すこと。併せて、年々増加する認知症患者の患者が地域で安心して暮らし続けられるよう専門医療を提供すること。 なお、政策医療の提供に当たっては、引き続き県内の医療機関、関係行政機関等と適切な連携及び協力を行うこと。</p>	<p>(1)政策医療の提供 ①県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う救命救急センターを中心に救命救急医療を提供するとともに、新たに患者の重症度や緊急性に応じ、柔軟に対応する総合診療科等を開設し、他の医療機関とも連携する中で、救命救急医療の充実を図る。 また、ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関との連携及び診療体制の整備・充実を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。</p>	<p>(1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。また、脳卒中、心臓病その他の循環器病に対する医療の充実を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の<u>三次救急医療を担う高度救命救急センターを中心とした救命救急医療の提供やドクターヘリ及びドクターカーの活用による、早期の救命救急医療の提供により、現在の高い救命率を維持するとともに、施設、人員、医療機器等の体制の充実により、更なる救命率の向上に努める。</u> また、精神疾患を有する救急患者に対し、関係機関と連携して適切な医療を提供する。 さらに、初期救急医療及び二次救急医療体制については、他の医療機関、医師会などの関係機関及び自治体と連携する中で、救急医療体制の確保に協力する。 イ 総合周産期母子医療 山梨県の<u>総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク患者の受入体制を確保し、高度な医療を提供することにより、県全体の新生児死亡率等の低減に寄与する。</u> また、胎児超音波スクリーニング検査などにより疾患が発見された場合には、母体・胎児への継続的な支援を行う。</p>	<p>循環器病医療の記載を追加。 ・三次救急は救命救急センターで従来通り診療を行う。 ・精神疾患患者について記載を追加 ・二次救急、一次救急は三次救急とは異なる診療体制を検討するとともに、他の医療機関・行政機関の役割を明記する。 総合周産期指定基準の文言の流用。「唯一」は強調する必要がないため、削除。 胎児スクリーニング、NICU入院児への支援も周産期母子医療の一環であることから追加。</p>

ウ がん医療

専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などがん診療連携拠点病院としての機能を拡充するとともに、院内のより緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

(ア) がん治療の充実

手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

(イ) 緩和ケア診療の充実

身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。

(ウ) キャンサーボード※3 の充実

がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。

(エ) ゲノム解析の推進

ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。

(オ) 遺伝カウンセリングの推進

乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。

エ 難病（特定疾患）医療

専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。

オ エイズ医療

患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。

カ 感染症医療

一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。

また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。

ウ がん医療

専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供など、がん診療連携拠点病院としての機能を拡充する。院内のより緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。

また、ゲノム医療の推進に取り組み、がんゲノム医療の拠点病院としての機能を強化する。

(ア) がん治療の充実

手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。

(イ) ゲノム医療の推進

遺伝子検査を行い、患者の遺伝子の異常を明らかにすることで、患者一人ひとりに最適な治療方法の選択、臨床試験・治験の実施等につながるゲノム医療を推進する。また、がんゲノム医療の拠点病院としての機能を強化する。

(ウ) ゲノム解析の推進

ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者一人ひとりに合わせた次世代型のがん医療提供に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。

(エ) 遺伝カウンセリングの充実

乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがん患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。

(オ) キャンサーボードの充実

がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行い、がん医療の質の向上を図るため、院内外の各専門領域の医師、看護師及び検査技師等が参加し、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードの充実に努める。

(カ) 緩和ケア診療の充実

患者の身体の苦痛及び家族の不安などを軽減するため、緩和ケア診療の充実に取り組む。

エ 循環器病医療

循環器病対策基本法に基づき、循環器病患者に対する高度で専門的な医療を提供するため、施設、人員、医療機器等の体制の充実を図る。

オ 難病（特定疾患）医療

専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。

カ エイズ医療

患者に対する総合的、専門的な医療を提供し、臨床心理士によるカウンセリングを行うとともに、エイズ治療拠点病院として山梨県の要請に応じた事業を実施する。

キ 感染症医療

一類感染症（エボラ出血熱など7疾患）患者及び結核患者を受け入れる病室を活用し、山梨県の感染症指定医療機関としての医療を提供する。

また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。さらに山梨県内での感染症発生時には、県の指導を受けながら必要な情報の収集及び提供、患者の受入体制の構築に努める。

拠点病院の指定について追加。

中期目標において、ゲノム医療が追加されたため、ゲノム医療についての記載を追加

(ウ)「がん医療創出」→「がん医療提供」に修正

(オ) キャンサーボード参加者及びがん医療の質の向上についての記載を追加

(カ) 文言整理

脳卒中・循環器病対策基本法の公布、施行（R1年中）に伴う項目追加

後段：健康増進課通知：エイズ中核拠点病院事業の実施についてから。

事業内容：研修会の開催及び連絡協議会の

病床への患者の受入について記載（結核病床で稼働しているのは中央病院のみのため、第1類に限定しない。）重大感染症などの記載を修正

② 県立北病院

精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実を図るとともに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院・通院医療機関としての役割を果たす。

ア 精神科救急・急性期医療

本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療

思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療

心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。

エ 重度・慢性入院患者への医療

集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を構築し、退院と社会復帰を目指す。

オ 重症通院患者への医療

救急・急性期、重度・慢性患者への入院医療、指定入院医療などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療やアウトリーチ（訪問支援）などにより医療を提供する体制を強化し、地域社会への適応を促進する。

② 県立北病院

精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実や、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関等の役割を果たすとともに、依存症や認知症の医療の提供について一層の高度化を図る。

ア 精神科救急・急性期医療

山梨県における精神科救急医療体制の重要な役割を担うとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。

イ 児童思春期精神科医療

思春期に特有な精神疾患の治療について、山梨県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。

ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療

心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。

エ 重度・慢性入院患者への医療

集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を強化し、退院と社会復帰を目指す。

オ 重症通院患者への医療

措置入院や指定入院などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療や訪問看護ステーションなどによる包括的な医療を提供し、地域社会への適応を促進する。

カ 依存症患者への医療

専門的な治療を行うとともに関係機関との連携を強化しながら、依存対象に応じた医療を提供する体制を強化し、社会復帰の促進を図る。

キ 認知症患者への医療

認知症疾患医療センターとして、病態に応じた治療、相談への対応及び地域の医療機関への紹介等を行うとともに、山梨県及び関係機関と連携することにより患者が地域において継続して生活できるための支援を行う。

<p>(2) 質の高い医療の提供 基幹病院としての役割を果たすため、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化に適切に対応するとともに、診療実績の検証等によるより良い医療の提供に努めること。 また、病院施設、医療機器等の整備はICT等様々な技術の進展を踏まえながら、初期投資に維持費などを加えたライフサイクルコストや地域の医療需要を考慮しつつ計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供 県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>①医療従事者の育成・確保 高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着に努める。 また、医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>②7対1看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にとって良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される7対1看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを推進する。 また、診断群分類包括評価（DPC）から得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直し、後発医薬品の採用推進などに積極的に活用する。</p> <p>④高度医療機器の計画的な更新・整備 各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善 病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供 <u>山梨県の基幹病院として、県民の医療に対するニーズに適切に対応し、より良い医療を提供するため、次の取組を行う。</u> 県立中央病院においては、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の更新に向けた取組を進めるとともに、一般社団法人日本病院会の臨床指標プロジェクトに参加する。 県立北病院においては、公益社団法人全国自治体病院協議会の医療の質の評価・公表等推進事業に参加する。</p> <p>(削除)</p> <p>① 医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容と治療計画を明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスの活用を推進する。 また、県立中央病院においては、診断群分類包括評価（DPC）の医療機関別係数の上昇を目指し、DPCなどから得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直しに活用する。</p> <p>② 質の高い看護の提供 <u>患者の症状に応じたきめ細やかで質の高い看護を提供し、患者にとって良好な療養環境を確保する。</u> また、正規看護師及び新卒看護師の離職率を全国平均以下とするため、ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）などを推進し、看護師の確保、育成及び定着に取り組む。</p> <p>③ 病院施設の修繕、医療機器等の整備 <u>病院施設の改築、修繕及び各種医療機器の更新・整備を計画的に行い、地域の医療需要を踏まえた質の高い医療の提供に努める。</u> <u>また、病院施設、医療機器等の整備に当たっては、整備の効果、時期、費用及び技術革新などを考慮して行う。</u></p>	<p>「より良い医療の提供」は中期目標を引用</p> <p>中期目標において①医療従事者の育成確保は第2-3へ移動。このため、中期計画においては削除・移動。</p> <p>中期目標の順序で記載。 後段の診療情報はDPC以外からも得ているため、「など」を追加。 後段の文言整理</p> <p>標題を変更 「質の高い看護」を追加 「ヘルシーワークプレイス（健康で安全な職場）など」に修正（職場環境の整備・WLBもその一環に含まれており継続して取り組む）</p> <p>第2期④と⑤は同じ内容のため統合 ICTについての記述を追加</p>
--	---	--	---

(3) 県民に信頼される医療の提供
 県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。
 特に、患者の権利に最大限配慮し、患者サービスの向上に努めるとともに、医療安全・院内感染対策、医療倫理の確立及び医薬品の適正管理に努めること。

(3) 県民に信頼される医療の提供
 医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し、県民に信頼される医療の提供に努める。

① 医療安全対策の推進

- ア リスクマネージャーの活用
 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。
- イ 情報の共有化
 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。
- ウ 医療事故への対応
 医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。

② 医療倫理の確立

患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。

③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。
 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

④ 医薬品の安心、安全な提供

県立中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。

⑤ 患者サービスの向上

外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用や受付から精算までを円滑に行われるための施設・設備面を含めた実施体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。

⑥ 診療情報の適切な管理

紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。

(3) 県民に信頼される医療の提供
 医療の専門化・高度化が進む中で、医療安全・感染症対策を徹底するとともに、患者・家族の理解を得るために、疾病や診療に関する十分な説明を行うなど、県民に信頼される医療の提供に努める。

① 医療安全・感染症対策の推進

- ア リスクマネージャーの活用
 専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。
- イ 院内感染への対策
 院内に設置された感染症対策の部門及び委員会が連携して院内感染の防止に取り組むとともに、職員の感染防止対策のため、ワクチンの接種等を行う。
- ウ 情報の共有化
 チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。
- エ 医療事故発生時の対応
 医療事故発生時には、事故調査委員会を設置し、速やかに関係法令及び医療安全対策マニュアルに基づいた適切な対応を行う。

② 医療倫理の確立

患者の権利を尊重する医療倫理を確立するため、新たな高度医療の導入に当たっては、倫理委員会で審査を行う。
 また、倫理的な課題を共有し、医療倫理に対する意識を向上するため、職員を対象とした倫理研修会を実施する。

③ 患者・家族との信頼・協力関係の構築

疾病の特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と同意に基づき、最適な医療を提供する。
 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。

④ 医薬品の安心、安全な提供

医薬品の処方、投薬の安全性等の確保や適正管理に努めるとともに、患者の持参薬管理、服薬指導を更に推進し、薬剤管理指導回数の増加に努める。
 県立中央病院においては、薬剤師を含めた専門性を活かしたチーム医療の推進に努める。また、退院後も適切な薬物療法が継続できるよう、患者への説明・指導に努める。

⑤ 患者サービスの向上

外来患者の待ち時間や患者の満足度の調査を毎年定期的実施し、実態の把握に努めるとともに、診療の予約や受付から精算までを円滑に行う体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。
 また常設している意見箱に寄せられる患者からの意見・苦情に対し、速やかに改善に取り組む。

⑥ 診療情報の適切な管理

電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、関係法令・指針に基づき、患者・家族に対する診療情報の開示を速やかに実施する。

第2期を引用・文言整理

医療安全対策マニュアルは作成済みのため修正

院内感染対策についての記述を追加（感染対策マニュアルを引用）

医療倫理については倫理研修会を実施していることから追加。

第2期を引用（「理解」→「同意」に修正）
 インフォームドコンセント＝「説明と同意」のため

前段文言整理

病棟薬剤業務及び服薬指導の内容を記載。

第2期を引用

後段：意見箱に度々寄せられる意見についての記述を追加

紙カルテを削除

<p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信する。また、調査及び研究に取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究 <u>関係法令・指針等の順守に努めつつ</u>、県立病院機構の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信する。</p> <p>(1) 新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2) 各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>	<p>中期目標変更なし 文言整理</p>
<p>3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着 質の高い医療を安定して提供するため、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着を図ること。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の研修の充実に取り組むとともに、他の医療機関との交流を進める。</p>	<p>3 医療に関する技術者の育成、確保及び定着 質の高い医療を提供するため、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着を図るとともに研修の充実に努める。</p>	<p>中期目標において県内の医療水準の向上、他の医療機関の連携が削除された。 中期目標をほぼ引用。</p>
<p>(1)医療従事者の研修の充実 より専門性の高い医療従事者を育成するため、医療従事者の知識の取得・技術の向上を計画的に進め、また、医療従事者により魅力ある病院となるよう研修の一層の充実に努めること。</p>	<p>(1)医療従事者の研修の充実</p> <p>①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。</p> <p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>(1)医療従事者の研修の充実</p> <p>① 初期臨床研修プログラムの充実 指導医のもと医師としての見識を磨き、将来専門とする分野に限らず、日常診療で頻繁に接する疾患に適切に対応できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。</p> <p>② 後期研修（専攻医）プログラムの充実 各専門領域における十分な知識・経験を有しながら、標準的な医療も提供できる医師を育成するため、研修プログラムの充実に取り組む。</p> <p>③ <u>医師の資格取得の支援</u> <u>医師の専門性の向上を図り、より専門性の高い医療を提供するため、認定医等の資格取得を支援する。</u></p> <p>④ 認定看護師等の資格取得の促進 資格を取得しやすい環境を整え、認定看護師等の資格取得、高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為（特定行為）に係る研修等の受講を支援する。</p> <p>⑤ 研修会の開催及び支援 院内研修会の開催をはじめ、先進的な知識や技術を修得できる研修・研究会への医療従事者の派遣などを行い、質の高い医療の提供に努める。</p>	<p>研修医についての記述を追加</p> <p>②専攻医：日本専門医機構の定義から</p> <p>③ 第2期①→③へ認定等：資格取得の支援（学会費、学会参加費及び論文校正の補助）</p> <p>④特定行為研修について記載を追加 特定行為の内容は厚生労働省のHPから</p> <p>⑤見出し及び文言を整理</p>

	<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>①医療従事者の育成、確保及び定着 高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着に努める。 また、医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(2)の前段は内容が「医療に関する技術者の育成～」とは関連が薄いため削除。 後段は、(2)職場環境の整備に含める。</p>
<p>(2) 職場環境の整備</p> <p>医療従事者が安心して働き続けることのできる、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備するため、医療従事者の適正配置、勤務形態の見直し及び業務の他職種移管など労働時間の短縮に向けた検討を行い、必要な措置を講じること。</p>	<p>(1)働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。</p> <p>(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修制度を充実する。</p> <p>(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。</p>	<p>(2) 職場環境の整備</p> <p>① 働きやすい職場環境の整備 診療科、各部門における医療従事者の勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和のとれた職場環境の整備に努める。 時間外労働に対する規制及び年次有給休暇の取得義務化等の労働基準法の改正を踏まえ、医療従事者の労働時間の短縮及び年次有給休暇を取得しやすい勤務環境の整備を行う。 特に、医師については、令和6年4月から適用される時間外労働に対する規制の適用に向け、労働時間管理の適正化や労働時間の短縮に取り組む。</p> <p>② 医療従事者の業務負担の軽減 県立中央病院においては、医師事務補助体制及び看護職員夜間配置の充実に取り組み、医師事務作業補助者及び看護配置の見直し等を行い、医療従事者の業務負担の軽減を図る。</p>	<p>①文言整理 後段：働き方改革 ②医療従事者の負担軽減として、DC、補助者についての記載を追加加算について追加</p> <p>第2期の(2)及び(3)は事務部門に関することとして、中期目標第3-3の事務部門の専門性の向上へ移す。</p>
<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。 特に、地域の医療従事者の確保・養成に貢献すること。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>地域医療機関との連携強化及び機能分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。 また、山梨県の指導のもと、医療従事者の確保及び定着に寄与するための取組を進める。</p>	<p>第2期を引用</p> <p>後段：医師確保についての記載を追加</p>
<p>(1) 地域医療機関等との協力体制の強化</p> <p>地域医療機関等から協力が求められる事項の取組や、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携をより一層推進すること。 介護との連携を強化し、県全体として県民に適切な医療等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築・推進に貢献すること。</p>	<p>(1) 地域医療機関等との協力体制の強化</p> <p>県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療機関の医師との共同利用病床を整備するとともに、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p>	<p>(1) 地域医療機関等との協力体制の強化</p> <p>地域の医療機関等から協力を求められた事項については、連携の強化及び機能の分担を図りながら、県立病院機構としての役割を果たしていく。 他の医療機関との協力のもと病病・病診連携を更に推進し、県立中央病院においては、地域医療支援病院の要件である、紹介率65%超及び逆紹介率40%超を維持する。 また、山梨県の要請を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築・推進に協力する。</p>	<p>中期目標及び中期計画4の前文を引用。 「機能の分担」という留保を付け、具体的な取り組みは記載しない。</p>
<p>(2) 地域の医師不足に対する支援</p> <p>県との協働により医師確保対策に取り組み、臨床研修指定病院等としての機能を充実し、より多くの研修医や専攻医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。 また、県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への診療支援を積極的に行うこと。</p>	<p>(2) 地域医療への支援</p> <p>①医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。 ②臨床研修医、専攻医の受け入れ態勢の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医と専攻医を確保し、本県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。 ③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p>	<p>(2) 地域の医師不足の解消に対する支援</p> <p>① 初期臨床研修医、専攻医の受け入れ体制の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組み、臨床研修医及び専攻医を確保し、山梨県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。 ② 公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p>	<p>第2期中期計画の②及び③を引用</p> <p>見出し修正 「専修医」→「専攻医」に修正</p>

<p>(3) 県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。 特に、医療従事者に占める割合の高い看護職に対する研修等は、地域医療の充実に大きく資する観点も踏まえながら行うこと。 また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に積極的に協力すること。</p>	<p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。 ②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>	<p>(3) 県内の医療水準の向上 ① 地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。 ② 研修、実習等の実施 他の医療機関の職員を対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。 ③ 看護水準の向上 看護師の役割が広がり、活躍の場が拡大する中、山梨県内の看護師の専門知識及び技術の向上を図り、看護水準の向上に寄与するため、山梨県看護協会、山梨県立大学等の関係機関と連携して研修の実施、講師の派遣、人事交流等を行う。 ④ 医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>	<p>③看護職への研修を追加 「H30年度看護局概要」から。養成機関は④にあるため、ここでは記載しない。 医学部生の受け入れを行っていることから「医師」を追加</p>
<p>(4) 地域社会への協力 医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。</p>	<p>(3) 地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。 ②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 ③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>(4) 地域社会への協力 ① 救急救命士の育成 高度救命救急センターの機能を活かして、各消防本部における救急救命士の育成に努める。 ② 看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での講義や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。 ③ 公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p>	<p>中期目標変更なし 文言整理</p>
<p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p>	<p>5 災害時における医療救護 県立の病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画（大規模災害時医療救護マニュアル）に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p>	<p>5 災害時における医療救護 山梨県の基幹病院として、災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう日頃から訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画（大規模災害時医療救護マニュアル）に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p>	<p>本文中期目標変更なし 「県立」を修正 文言整理</p>
<p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、県内医療従事者の訓練等において中心的な役割を果たすとともに、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p>	<p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMATを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p>	<p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、山梨県内で実施される防災訓練等に参加し、県医師会、県看護協会及び他の医療機関、消防機関との連携を図ることにより、平時より災害時における医療救護活動の強化に努める。 災害発生時には、知事の要請等に応じて、DMATをはじめ、DPAT、災害支援ナースを派遣するなど山梨県の基幹病院としての機能を発揮する。</p>	<p>(評価委員会での意見を受け修正) 平時より災害時における医療救護活動を強化するためには、県医師会及び県看護協会とも連携するため、具体的に記載</p>
<p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMAT等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請等に応じて、DMATをはじめ、DPAT、災害支援ナースなどを派遣するとともに、関係機関と連携して積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>(1)を踏まえた修正 知事以外からの要請も想定した</p>

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度を活かし、自律性、機動性を発揮しながら、引き続き業務運営の改善及び効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の安定化に努めること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活かし、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活かし、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。</p>	
<p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。</p>	<p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。</p>	<p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。</p>	
<p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 引き続き経営基盤の安定化を進めるため、人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</p>	<p>2 効率的な業務運営の実現 委託業務の適正化の検討や職員のプロパー化等による簡素で効率的な運営体制を構築し、全職員が一丸となって、医療サービスの向上と経営改善に取り組む。</p>	<p>2 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減 診療報酬請求部門の専門性の向上及び適切な業務委託の検討などを行い、効率的な運営体制を構築し、経営基盤の安定化に取り組む。</p>	<p>中期目標が第3-2及び第3-3を統合したため、中期計画も2と3を統合 本文は、具体例を記載 文言整理</p>
<p>(1)収入の確保 診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しのほか、延べ患者数、患者単価、平均在院日数等の動向に留意するなどし、経営基盤を安定化するための収入の確保に努めること。</p>		<p>(1) 収入の確保 ① 診療報酬請求事務の強化 適切な診療報酬事務の実施、診療報酬改定への対応が可能となる人員体制を構築する。</p>	<p>中期目標にならない、収入と支出とで項目を整理 ①プロパー化はほぼ終了したため削除 請求の迅速化、減点防止は診療報酬請求事務の一部のため削除 ②「新規需要」の内容があいまいなため、全文の文言整理</p>
		<p>② 使用料及び手数料の確保 使用料及び手数料の項目及び額について実情に応じた見直しを適切に行い、適正な料金の設定を図る。</p>	
		<p>③ 未収金対策 患者負担金に係る未収金の発生を防止するとともに、定期的な請求・督促を行い、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。</p>	
		<p>④ 診療情報の活用 DPC等から得られる疾患別の診療情報を他の医療機関と比較し、クリニカルパスの見直しや、在院日数の適正化に取り組むことにより収益性の向上に努める。</p>	<p>④追加</p>
<p>(2)費用の節減 業務運営の改善及び効率化を検討する中で、費用の節減に努めること。</p>	<p>3 経営基盤を安定化するための収入の確保、費用の節減</p> <p>(1)診療報酬請求の事務の強化 診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築するとともに、レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するなど診療報酬請求事務の強化を図る。</p> <p>(4)材料費の適正化 後発医薬品の採用を推進するとともに、診療材料の購入にあたりその費用対効果を十分に検証するなど、材料費の適正化に努める。</p>	<p>(2) 費用の節減・適正化 ① 薬品費及び診療材料費の節減・適正化 薬品及び診療材料の価格交渉力の強化、後発医薬品の積極的な採用及び共同購入の活用により薬品費及び診療材料費の節減・適正化に努める。</p> <p>② 経費等の節減・適正化 要員計画の策定、医師事務作業補助者の業務の見直し、適正な業務委託のあり方の検討などを行い、人件費及び経費等の適正化に努める。</p>	<p>中期目標にならない、収入と支出とで項目を整理 「節減」は削減のみの意味となるため、「節減・適正化」</p>
<p>3 事務部門の専門性の向上 業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員を育成し、事務部門の専門性を向上させることにより、運営が円滑に行われるよう努めること。</p>	<p>4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。</p>	<p>3 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や育成、事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に習熟した事務職員の確保に努める。</p>	<p>中期目標変更なし</p>

<p>4 職員の経営参画意識の向上 職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取組を共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。</p>	<p>5 職員の経営参画意識の向上</p> <p>(1) 経営関係情報等の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。</p>	<p>4 職員の経営参画意識の向上</p> <p>(1) 経営関係情報等の周知 医療や病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。</p> <p>(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識を醸成し、その取組状況の共有を図る。</p> <p>(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容の実現に向けて真摯に検討する。</p>	<p>中期目標変更なし</p> <p>第2期中期計画引用 文言整理</p> <p>第2期中期計画引用 文言整理</p>																																																																																																																				
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 中期目標の各年度における経常利益について安定的な水準を維持するとともに、キャッシュ・フロー及び長期的な資金収支について分析し、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」を着実に実施することにより、経営基盤の安定化を図り、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。</p>	<p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 政策医療を的確に提供し、質の高い医療を提供するため、県立病院機構の経常収支比率を毎年度100%以上とし、<u>経常利益について安定的な水準を維持する。</u> また、他の地方独立行政法人の経営指標との比較を行うとともに、資金収支及び収支予測に基づき、適切な資金運用を図る。</p>	<p>経営基盤を安定化させることで、医療を確実に提供するという流れに修正</p> <p>後段は資金運用についての記述を追加</p>																																																																																																																				
	<p>1 予算（平成27年度～平成31年度）</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>収入</td><td></td></tr> <tr><td> 営業収益</td><td style="text-align: right;">111,461</td></tr> <tr><td> 医業収益</td><td style="text-align: right;">92,999</td></tr> <tr><td> 運営費負担金</td><td style="text-align: right;">17,154</td></tr> <tr><td> その他営業収益</td><td style="text-align: right;">1,308</td></tr> <tr><td> 営業外収益</td><td style="text-align: right;">2,081</td></tr> <tr><td> 運営費負担金</td><td style="text-align: right;">1,171</td></tr> <tr><td> その他営業外収益</td><td style="text-align: right;">910</td></tr> <tr><td> 資本収入</td><td style="text-align: right;">5,576</td></tr> <tr><td> 運営費負担金</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> 長期借入金</td><td style="text-align: right;">5,576</td></tr> <tr><td> その他資本収入</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> その他の収入</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">119,118</td></tr> <tr><td>支出</td><td></td></tr> <tr><td> 営業費用</td><td style="text-align: right;">95,713</td></tr> <tr><td> 医業費用</td><td style="text-align: right;">94,870</td></tr> <tr><td> 給与費</td><td style="text-align: right;">45,352</td></tr> <tr><td> 材料費</td><td style="text-align: right;">31,144</td></tr> <tr><td> 経費</td><td style="text-align: right;">17,838</td></tr> <tr><td> 研究研修費</td><td style="text-align: right;">536</td></tr> <tr><td> 一般管理費</td><td style="text-align: right;">843</td></tr> <tr><td> 営業外費用</td><td style="text-align: right;">1,701</td></tr> <tr><td> 資本支出</td><td style="text-align: right;">23,879</td></tr> <tr><td> 建設改良費</td><td style="text-align: right;">9,809</td></tr> <tr><td> 償還金</td><td style="text-align: right;">14,070</td></tr> <tr><td> その他の支出</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">121,293</td></tr> </tbody> </table> <p>【人件費の見積り】 期間中総額46,015百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。</p> <p>【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。</p>	区 分	金 額	収入		営業収益	111,461	医業収益	92,999	運営費負担金	17,154	その他営業収益	1,308	営業外収益	2,081	運営費負担金	1,171	その他営業外収益	910	資本収入	5,576	運営費負担金	0	長期借入金	5,576	その他資本収入	0	その他の収入	0	計	119,118	支出		営業費用	95,713	医業費用	94,870	給与費	45,352	材料費	31,144	経費	17,838	研究研修費	536	一般管理費	843	営業外費用	1,701	資本支出	23,879	建設改良費	9,809	償還金	14,070	その他の支出	0	計	121,293	<p>1 予算（令和2年度～令和5年度）</p> <p style="text-align: right;">(単位 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>収入</td><td></td></tr> <tr><td> 営業収益</td><td style="text-align: right;">115,874</td></tr> <tr><td> 医業収益</td><td style="text-align: right;">101,233</td></tr> <tr><td> 運営費負担金</td><td style="text-align: right;">13,326</td></tr> <tr><td> その他営業収益</td><td style="text-align: right;">1,315</td></tr> <tr><td> 営業外収益</td><td style="text-align: right;">1,336</td></tr> <tr><td> 運営費負担金</td><td style="text-align: right;">449</td></tr> <tr><td> その他営業外収益</td><td style="text-align: right;">887</td></tr> <tr><td> 資本収入</td><td style="text-align: right;">4,428</td></tr> <tr><td> 運営費負担金</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> 長期借入金</td><td style="text-align: right;">4,428</td></tr> <tr><td> その他資本収入</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td> その他の収入</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">121,638</td></tr> <tr><td>支出</td><td></td></tr> <tr><td> 営業費用</td><td style="text-align: right;">103,058</td></tr> <tr><td> 医業費用</td><td style="text-align: right;">102,793</td></tr> <tr><td> 給与費</td><td style="text-align: right;">45,881</td></tr> <tr><td> 材料費</td><td style="text-align: right;">41,439</td></tr> <tr><td> 経費</td><td style="text-align: right;">14,706</td></tr> <tr><td> 研究研修費</td><td style="text-align: right;">767</td></tr> <tr><td> 一般管理費</td><td style="text-align: right;">265</td></tr> <tr><td> 営業外費用</td><td style="text-align: right;">683</td></tr> <tr><td> 資本支出</td><td style="text-align: right;">19,896</td></tr> <tr><td> 建設改良費</td><td style="text-align: right;">8,858</td></tr> <tr><td> 償還金</td><td style="text-align: right;">11,038</td></tr> <tr><td> その他の支出</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right;">123,637</td></tr> </tbody> </table> <p>【人件費の見積り】 期間中総額46,007百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。</p> <p>【運営費負担金のルール】 救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。 長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。</p>	区 分	金 額	収入		営業収益	115,874	医業収益	101,233	運営費負担金	13,326	その他営業収益	1,315	営業外収益	1,336	運営費負担金	449	その他営業外収益	887	資本収入	4,428	運営費負担金	0	長期借入金	4,428	その他資本収入	0	その他の収入	0	計	121,638	支出		営業費用	103,058	医業費用	102,793	給与費	45,881	材料費	41,439	経費	14,706	研究研修費	767	一般管理費	265	営業外費用	683	資本支出	19,896	建設改良費	8,858	償還金	11,038	その他の支出	0	計	123,637	
区 分	金 額																																																																																																																						
収入																																																																																																																							
営業収益	111,461																																																																																																																						
医業収益	92,999																																																																																																																						
運営費負担金	17,154																																																																																																																						
その他営業収益	1,308																																																																																																																						
営業外収益	2,081																																																																																																																						
運営費負担金	1,171																																																																																																																						
その他営業外収益	910																																																																																																																						
資本収入	5,576																																																																																																																						
運営費負担金	0																																																																																																																						
長期借入金	5,576																																																																																																																						
その他資本収入	0																																																																																																																						
その他の収入	0																																																																																																																						
計	119,118																																																																																																																						
支出																																																																																																																							
営業費用	95,713																																																																																																																						
医業費用	94,870																																																																																																																						
給与費	45,352																																																																																																																						
材料費	31,144																																																																																																																						
経費	17,838																																																																																																																						
研究研修費	536																																																																																																																						
一般管理費	843																																																																																																																						
営業外費用	1,701																																																																																																																						
資本支出	23,879																																																																																																																						
建設改良費	9,809																																																																																																																						
償還金	14,070																																																																																																																						
その他の支出	0																																																																																																																						
計	121,293																																																																																																																						
区 分	金 額																																																																																																																						
収入																																																																																																																							
営業収益	115,874																																																																																																																						
医業収益	101,233																																																																																																																						
運営費負担金	13,326																																																																																																																						
その他営業収益	1,315																																																																																																																						
営業外収益	1,336																																																																																																																						
運営費負担金	449																																																																																																																						
その他営業外収益	887																																																																																																																						
資本収入	4,428																																																																																																																						
運営費負担金	0																																																																																																																						
長期借入金	4,428																																																																																																																						
その他資本収入	0																																																																																																																						
その他の収入	0																																																																																																																						
計	121,638																																																																																																																						
支出																																																																																																																							
営業費用	103,058																																																																																																																						
医業費用	102,793																																																																																																																						
給与費	45,881																																																																																																																						
材料費	41,439																																																																																																																						
経費	14,706																																																																																																																						
研究研修費	767																																																																																																																						
一般管理費	265																																																																																																																						
営業外費用	683																																																																																																																						
資本支出	19,896																																																																																																																						
建設改良費	8,858																																																																																																																						
償還金	11,038																																																																																																																						
その他の支出	0																																																																																																																						
計	123,637																																																																																																																						

2 収支計画 (平成27年度～平成31年度)

(単位 百万円)	
区 分	金 額
収入の部	113,851
営業収益	111,835
医業収益	92,827
運営費負担金収益	17,154
資産見返負債戻入	546
その他営業収益	1,308
営業外収益	2,016
運営費負担金収益	1,171
その他営業外収益	845
臨時利益	0
支出の部	110,406
営業費用	104,168
医業費用	103,343
給与費	45,320
材料費	28,362
経費	16,417
減価償却費	12,752
研究研修費	492
一般管理費	825
営業外費用	5,988
臨時損失	250
純利益	3,445
目的積立金取崩額	0
総利益	3,445

3 資金計画 (平成27年度～平成31年度)

(単位 百万円)	
区 分	金 額
資金収入	132,761
業務活動による収入	113,543
診療業務による収入	92,999
運営費負担金による収入	18,325
その他の業務活動による収入	2,219
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,576
長期借入金による収入	5,576
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	13,642
資金支出	132,761
業務活動による支出	97,415
給与費支出	46,015
材料費支出	31,144
その他の業務活動による支出	20,256
投資活動による支出	9,809
固定資産の取得による支出	9,809
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	14,070
長期借入金の返済による支出	5,929
移行前地方債償還債務の償還による支出	8,141
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	11,467

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

2 収支計画 (令和2年度～令和5年度)

(単位 百万円)	
区 分	金 額
収入の部	117,260
営業収益	115,980
医業収益	101,072
運営費負担金収益	13,326
資産見返負債戻入	268
その他営業収益	1,314
営業外収益	1,280
運営費負担金収益	449
その他営業外収益	831
臨時利益	0
支出の部	113,431
営業費用	107,071
医業費用	106,788
給与費	45,854
材料費	37,619
経費	13,520
減価償却費	9,082
研究研修費	713
一般管理費	283
営業外費用	6,237
臨時損失	123
純利益	3,829
目的積立金取崩額	0
総利益	3,829

3 資金計画 (令和2年度～令和5年度)

(単位 百万円)	
区 分	金 額
資金収入	137,940
業務活動による収入	117,210
診療業務による収入	101,233
運営費負担金による収入	13,775
その他の業務活動による収入	2,202
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	4,428
長期借入金による収入	4,428
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	16,302
資金支出	137,940
業務活動による支出	103,799
給与費支出	46,007
材料費支出	41,439
その他の業務活動による支出	16,353
投資活動による支出	8,800
固定資産の取得による支出	8,800
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	11,038
長期借入金の返済による支出	4,164
移行前地方債償還債務の償還による支出	6,874
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	14,303

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>	<p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 1,000百万円</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応</p>	
		<p>第5-2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>なし</p>	<p>法律の改正に伴う追加</p>
	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p>	
	<p>第7 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。</p>	<p>第7 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設、医療機器の整備費用及び病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金（移行前地方債債務償還金を含む。）の返済に充てる。</p>	<p>使途を追加 充当の有無、額は毎年度判断 ・剰余金の使途を債務の償還に充てることの可否は監査法人確認済み→OK ・中期計画期間の剰余金を借入金の返済に充当することは想定していないが、繰越したときに充当するため、整合性を取っている。 償還の移行前・移行後の範囲は今後県と協議</p>
	<p>第8 料金に関する事項</p>	<p>第8 料金に関する事項</p>	
	<p>1 使用料及び手数料</p> <p>理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額</p> <p>(2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額</p> <p>(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p>	<p>1 使用料及び手数料</p> <p>理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。</p> <p>(1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額</p> <p>(2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額</p> <p>(3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p>	
	<p>2 使用料等の減免</p> <p>理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>	<p>2 使用料等の減免</p> <p>理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>	

第5 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	
<p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 特に、後発医薬品の使用割合の向上に寄与するなど、医療費適正化の推進に協力すること。 また、県民に向けた健康の保持・増進に関する情報提供、普及啓発に努めること。</p>	<p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。</p>	<p>1 保健医療行政への協力 山梨県などが進める保健医療行政に積極的に協力するとともに、県と連携して医療費適正化を進める。 県立中央病院においては、後発医薬品の規格単位数量割合85%以上、県立北病院にあっては同割合80%以上とする。 県民の健康の保持及び増進のため、県民を対象とした公開講座を開催するとともに、疾病予防、治療法等についての広報活動に努める。</p>	<p>医療費適正化を追加 ・・県との連携とする。 県内の後発医薬品の採用率の向上につなげるため、使用割合を記載。 後発医薬品：85% 後発医薬品使用体制加算I 80%以上85%未満 後発医薬品使用体制加算II</p>
<p>2 法令・社会規範の遵守 県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守するとともに、これらを確保するための内部統制体制を整備すること。</p>	<p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p>	<p>2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、倫理委員会によるチェック、<u>内部監査の実施等</u>を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。</p>	<p>内部統制を次の2つに置きかえ。 倫理委員会：医療面の行動規範 内部監査：事務面の行動規範と整理。</p>
<p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p>	<p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。</p>	<p>中期目標変更なし</p>
<p>4 人事管理 職種ごとに、将来の人事配置を見据え計画的な採用を図るなど、職員構成の適正化に努めること。</p>	<p>4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第5条で定める事項</p>	<p>4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第7条で定める事項</p>	<p>中期目標では「4 人事管理」が追加されたが、規則で定める事項となっており、既に記載済みのため変更しない。</p>
	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整備 総額9,809 百万円 国・県補助金、長期借入金等 (2) 人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。 (3) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。 (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整備 総額 8,800 百万円 前期繰越利益、国・県補助金、長期借入金等 (2) 人事に関する計画 政策医療の的確な提供や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、要員計画を作成し、適切な人事管理を行う。 (3) 積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用又は病院施設、医療機器の取得に充てた長期借入金（移行前地方債債務償還金を含む。）の返済に充てる。 (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>	<p>用途を追加 充当の有無、額は毎年度判断 ・・剰余金の用途を債務の償還に充てることの可否は監査法人確認済み→OK 償還の移行前・移行後の範囲は今後県と協議</p>

第3期中期計画収支見込

(単位:百万円)

	法人計																
	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	第1期計	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1見込	第2期計	R2見込	R3見込	R4見込	R5見込	第3期計
収入の部	20,562	21,078	21,479	22,105	22,546	107,770	25,723	25,909	26,639	26,892	27,753	132,916	28,344	28,929	29,602	30,384	117,260
営業収益	20,009	20,523	21,003	21,626	22,078	105,239	25,301	25,451	26,281	26,537	27,403	130,974	28,009	28,604	29,287	30,079	115,979
医業収益	16,800	17,185	17,372	17,735	18,370	87,462	21,304	21,493	22,247	22,625	23,721	111,390	24,322	24,918	25,535	26,297	101,071
入院収益	11,704	11,610	11,693	11,938	12,367	59,312	12,758	13,821	14,024	14,163	14,560	69,325	14,927	15,308	15,700	16,234	62,170
外来収益	4,683	5,093	5,224	5,322	5,573	25,895	8,065	7,208	7,797	7,995	8,671	39,736	8,904	9,116	9,340	9,567	36,927
その他	413	482	455	475	430	2,255	481	464	426	468	490	2,329	491	493	494	496	1,974
運営費負担金収益	2,866	3,022	3,206	3,416	3,242	15,752	3,571	3,520	3,620	3,487	3,262	17,461	3,284	3,292	3,359	3,392	13,326
資産見返負債戻入	254	196	158	188	192	988	143	138	125	96	89	591	74	67	65	62	268
その他営業収益	89	120	267	287	274	1,037	283	300	289	329	332	1,532	329	329	329	329	1,314
営業外収益	553	555	476	479	468	2,531	422	458	358	354	350	1,942	335	325	315	305	1,280
運営費負担金収益	401	384	318	307	276	1,686	230	169	157	146	142	843	127	117	107	97	449
その他営業外収益	152	171	158	172	192	845	192	289	201	209	208	1,099	208	208	208	208	831
運営費負担金計(再掲)	3,267	3,406	3,524	3,723	3,518	17,438	3,801	3,688	3,777	3,633	3,404	18,304	3,411	3,409	3,467	3,489	13,775
支出の部	19,151	19,541	19,659	20,733	21,789	100,873	24,390	24,088	24,540	25,148	26,537	124,703	27,336	27,989	28,548	29,434	113,308
営業費用	17,951	18,473	18,722	19,805	20,617	95,568	23,169	22,896	23,410	23,981	25,210	118,666	25,851	26,451	26,971	27,800	107,071
医業費用	17,770	18,294	18,518	19,652	20,516	94,750	23,018	22,748	23,280	23,897	25,093	118,035	25,760	26,385	26,909	27,735	106,788
給与費	7,848	8,093	8,279	9,032	9,197	42,449	9,321	9,829	10,213	10,589	11,194	51,145	11,303	11,370	11,472	11,709	45,854
材料費	4,791	4,897	4,899	5,118	5,506	25,211	7,687	7,131	7,481	7,808	8,416	38,523	8,793	9,182	9,586	10,058	37,620
薬品費	3,094	3,244	3,284	3,401	3,685	16,708	5,754	4,924	5,204	5,407	5,849	27,138	6,113	6,384	6,666	6,995	26,159
診療材料費	1,664	1,614	1,581	1,677	1,774	8,310	1,871	2,136	2,231	2,347	2,508	11,093	2,620	2,735	2,856	2,996	11,207
その他材料費								71	46	54	59	230	61	62	64	66	253
経費	2,551	2,618	2,832	2,924	3,007	13,932	3,090	3,103	3,244	3,275	3,306	16,018	3,338	3,368	3,395	3,420	13,520
減価償却費	2,531	2,635	2,454	2,496	2,731	12,847	2,830	2,576	2,231	2,086	2,030	11,753	2,166	2,293	2,271	2,352	9,082
研究研修費	49	51	54	82	75	311	90	108	112	139	146	596	159	172	185	197	713
一般管理費	181	179	204	153	101	818	151	148	130	84	118	631	91	66	62	64	283
給与費	144	152	181	124	75	676	119	116	98	50	81	465	54	29	25	29	137
経費	37	27	23	29	26	142	32	32	32	34	37	166	37	37	37	35	146
営業外費用	1,200	1,068	937	928	1,172	5,305	1,221	1,192	1,130	1,167	1,327	6,036	1,486	1,538	1,578	1,635	6,236
財務費用	632	559	458	427	394	2,470	320	233	214	197	181	1,144	166	151	137	122	575
その他雑支出	568	509	479	501	778	2,835	901	959	916	970	1,146	4,892	1,320	1,387	1,441	1,513	5,661
経常利益 (計画)	961	1,035	1,421	825	618	4,860	921	868	971	552	384	3,695	1,007	941	1,054	950	3,952
(決算)	1,411	1,537	1,820	1,372	757	6,897	1,333	1,821	2,099	1,744	1,216	8,213					
臨時利益	224	4			28	256		41	62			103					
臨時損失	1,325	651	168	703	42	2,889	58	242	427	14	31	772	31	31	31	31	123
退職手当調整額	1,300	500				1,800		99	380			478					
その他	25	151	168	703	42	1,089	58	144	47	14	31	294	31	31	31	31	123
純利益 (計画)	13	7	1,383	787	580	2,770	855	822	924	506	335	3,445	976	910	1,023	919	3,829
(決算)	310	890	1,652	669	743	4,264	1,275	1,620	1,734	1,730	1,185	7,544					